

令和6年度

平川市議会議員研修視察

市政公明

報 告 書

研修視察テーマ

1 真庭市

「木質バイオマス発電や生ごみ等資源化実証事業の概要について」

2 新見市

「移住・定住促進の取組について」

3 高梁市

「グリーンスローモビリティの導入と活用について」

4 京都市

「非居住住宅利活用促進税と空き家対策について」

平 川 市 議 会

1 研修視察期間

令和6年11月5日（火）～11月8日（金）

2 参加者名簿

中畑一二美議員、葛西勇人議員

3 研修内容

（1）木質バイオマス発電や生ごみ等資源化実証事業の概要について

ア 研修日時

令和6年11月6日（月） 午前10時00分～

イ 研修場所

岡山県真庭市役所

ウ 説明対応

真庭市 産業観光部地域エネルギー政策課職員1名
産業観光部農業振興課農政企画室職員1名
生活環境部環境課資源循環対策室職員1名

エ 研修目的

木質バイオマス発電や生ごみ等資源化実証事業の概要について学び、当市におけるバイオマス発電の新たな活用に資する。

オ 研修結果

（ア）木質バイオマス発電の概要について

真庭市は、岡山県の北中部に位置し、鳥取県と隣接する岡山県内で最も面積が広い市（人口39,261人）である。市域の8割が森林であることから、その木質資源をエネルギー活用するため、2006年にバイオマスタウン真庭構想を掲げ、実証事業を開始した。

2014年にはバイオマス産業都市に選定され、2015年に地域の未利用資源（間伐材・製材端材）を活用し、木を使い切る仕組みを構築した真庭バイオマス発電所を稼働させた。発電容量は10,000kWで、一般家庭の約22,000世帯分に相当する。

a 公共施設における再生可能エネルギーによる経費節減効果

真庭市役所本庁舎は、地域由来の再生可能エネルギーを100%使用しており、CO₂削減量は年間420t、エネルギー費用の削減効果は年間874万円である。その他にも公共施設5施設にチップボイラー・ペレットボイラー等を導入し、5施設でCO₂削減量は年間約1,000t、エネルギーコストは年間約2,100万円削減した。さ

らに地域の木質資源を利用しているため、年間約1,200万円を地域に還元した。

2018年4月より市内小中学校など47施設に電力供給を開始し、現在は合計で107施設に電力供給し、エネルギーを地産地消している。

b 地域エネルギー自給率100%の実現を目指した取組み

真庭市内の熱利用を含めたエネルギー自給率は約62%（2020年1月現在）。真庭バイオマス発電所の稼働により、再生可能エネルギー由来の発電量の合計は約15万MWhで、電力自給率は約48%である（2019年度）。

※ 2019年度の真庭市内の電力需要量は約31万MWh。

未利用の資源である広葉樹林や雑木林、早生樹も含めて活用し、更にもう1機、木質バイオマス発電所を設立することで、再生可能エネルギー由来の電力の割合を増やすことを目的に、事業の実施可能性を検討中である。

そして大規模災害等による系統連系の遮断があつたとしても、エネルギーを確保できるよう、木質バイオマス発電所をはじめとした再生可能エネルギーを活用したマイクログリッドの構築も検討中である。

c 今後の課題

稼働10年目の2023年7月から2024年6月までの実績として売上が約20.9億円（11.8万t）、燃料購入が約14億円であるが、将来的な課題として、

①燃料の安定確保（年間約12万t）

②卒FIT対応（あと10年、現在の平均売電単価30円/kW）

がある。

(イ) 生ごみ等資源化実証事業の概要について

2006年に国からバイオマスタウンに認定（食品廃棄物、汚泥等も資源として活用）され廃棄物から資源化へ転換のを掲げ、2011年度から2年間生ごみ資源化促進モデル事業を開始。2014年3月にバイオマス産業都市に選定された。

a 生ごみ等資源化施設整備事業（生ごみ等の液肥化による資源循環）

生ごみ等資源化施設を整備し、一般家庭からの生ごみ、事業系生ごみと、し尿・浄化槽汚泥をメタン発酵させ液体肥料として再生し、資源の地域内循環を目指すこととした。

この施設の稼働により生ごみが年間3,000t処理されるため、今までごみ焼却施設で焼却されていた可燃ごみの量が削減され、廃棄物処理コストが削減された。

さらにバイオ液肥濃縮設備も整備し濃縮されたバイオ液肥が年間8,000t製造され、液肥スタンドを設置して市役所等で無料配布、農地散布や稲作等に使用され、農業への濃縮バイオ液肥を活用している。それにより低コスト農業、循環する農業が実現している。

b 生ごみ等資源化プロジェクト

このプロジェクト成功のためには市民の分別への協力が鍵であった。

そのために自治会への説明会、出張説明会、テレビ、SNS、紙面等を活用。学校教育等での普及も行った。そして各家庭に特注した水切りバケツを約14,000個を配布した。このバケツの中には水切り用の網目の内かごが入っており、蓋付きで匂わないものとなっている。そして地域のごみステーション等に生ごみ収集容器を約1,800か所設置し、週2回の収集日には空の容器と交換するため、24時間いつでも生ごみを出すことができる。

c 地域資源を生かした回る経済の確立

家庭の生ごみなどをメタン発酵させ、液体肥料として再生、資源の地域内循環を目指した。そして燃えるごみを約40%削減し、年間約800tの液体肥料として再生させた。

①生ごみの資源化で脱炭素社会に貢献

(ごみ処理費を削減し、温室効果ガスも大幅削減した)

②中山間地域では燃やすより減らす・生かすへ

③ごみは資源です。肥料に再生して循環型農業を実現

(従来はごみとして処分されていた、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥がエネルギーと肥料に生まれ変わる)

カ 所感(担当 中畑一二美議員)

(ア) 木質バイオマス発電については

当市にも(株)津軽バイオマスエナジーと津軽バイオチップ(株)があり、発電量が6,560kW、約4万MWh/年の規模である(一般家庭約14,000世帯分に相当)。

視察をさせていただいた時に木質バイオマス発電の排熱を隣接する(株)津軽エネベジに利用しているが、95%以上は活用されていないとの説明を聞いて、非常にもったいないなと思っていた。

今回、同じような発電をしているので排熱をどのように活用しているのか興味があり質問をしたが、活用はしていないとの答えで期待外れであった。

以前、議会質問もさせていただいたが、平賀屋内温水プールもかなり年数が経ち老朽化も進んできているので、排熱を利用した温水プールを(株)津軽バイオマスエナジーの近くに移転することを検討してもいいのではないかと考えている。

(イ) 生ごみ等資源化実証事業については

「キッチンからバイオマスへ」ということで、これまでごみとして処分されていた、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥がエネルギーと肥料に生まれ変わるということで、ごみ処理費の削減と温室効果ガスの大幅削減により脱炭素社会にも貢献するすばらしい事業である。

当市は令和8年度から全地区が弘前地区環境整備センターに集約される予定なので何

もできないが、水分を含んだ生ごみの焼却に費用がかかるとのことなので、生ごみを土に還すという資源循環ができるコンポストの普及に努めていくことが、ごみ処理費用の削減と脱炭素社会にもつながるのではないかと考えている。



真庭市役所における意見交換

(2) 移住・定住促進の取組について

ア 研修日時

令和6年11月6日（水） 午後2時00分～

イ 研修場所

岡山県新見市役所

ウ 説明対応

新見市 総務部長・地域防災監
総務部移住・定住推進課職員1名

エ 研修目的

移住・定住について、定住対策係とふるさと納税係を含む担当課を設けた総合的な取組を視察し、当市の人口減少対策に資する。

オ 研修結果

(ア) 移住・定住促進の取組について

新見市は岡山県の西北端にあり、広島県、鳥取県に隣接する。中国山地の脊梁地帯にあり、総面積の約87%を森林が占める自然豊かなまちである。（人口25,503人）
新見市も例外なく毎年人口減少が進んでおり、移住・定住に力を入れて取り組んでいる。

a 体制とフロー

組織体制としては3年前に総務部の中に移住・定住推進課を作り、さらに定住対策係とふるさと納税係に分けた。

b 現在一番力を入れて取り組んでいる事業

地方創生テレワーク推進事業 → サテライトオフィス誘致による雇用の創出
→ 現在10社と交渉中

c 移住・定住の取組における課題

①雇用問題 → 地方創生テレワーク推進事業の展開

②住居問題 → 空き家活用推進事業補助金の見直し → 賃貸が少ない

d 移住・定住促進事業における予算・決算額

令和5年度予算 78,784千円 令和6年度予算 77,421千円

令和4年度決算 76,532千円 令和5年度決算 94,600千円

(イ) 現在、移住・定住推進課で取り組んでいる制度や施策

a 空き家情報バンク登録制度による情報提供

市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行う

登録40件 成約15件 毎年15から20件の登録

b 空き家活用推進事業補助金

新見市に転入し、市内の空き家の購入・改修・家財整理をする場合に、費用の一部を補助

①購入補助 補助対象経費×3/10 上限200万円

②改修補助 補助対象経費×4/10 上限300万円（水回り等）

③家財整理補助 補助対象経費×5/10 上限20万円

※予算40,000千円に対し決算60,000千円と大幅な予算オーバーとなっているため継続していくことが難しい状況にある。

c 移住・定住奨励ポイント

市内または通勤可能な市外事業所に就職した新規学卒者及びI・J・Uターン者へ移住定住奨励ポイントを交付

【対象者】

①新規学卒者

②I・J・Uターン者

【交付額】

①10万ポイント

②20万ポイント

※ポイントの受取りには新見市オリジナル I C O C A（地域通貨）が必要

d 移住支援金（東京圏版）

東京圏から新見市に移住し、かつ、岡山県が行う就労のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人に就業した人、テレワークにより移住した人、国・県の専門人材に関する事業により就業した人、企業支援金の交付決定を受けた人に、移住支援金を交付

【補助金額】

①単身世帯で移住の場合 60万円

②2人以上の世帯で移住の場合 100万円

※18歳未満の世帯員がいる場合、18歳未満の者1人につき100万円を加算

【申請期間】

本市に転入後3カ月以上1年以内の期間（就労の場合は、申請時に在職3カ月以上在職していること）

カ 所感（担当 中畑一二美議員）

新見市は人口減少対策として移住・定住促進の取組をいろいろと行ってきたが、予想していたほどの効果はなかったとのこと。

人口の推移は令和3年末が27,520人、令和4年末が26,894人で前年比マイナス626人、令和5年末が26,258人で前年比マイナス636人と毎年約600人ずつ減少している状況である。

移住・定住促進の担当者もどういった施策が効果的なのか困惑している状況で、逆に平川市ではどのような施策を行っているのか等、ざくばらんに当市の施策を紹介しながら情報交換をさせていただいた。かなりの予算を取っている割には費用対効果は低いのではないかと考えられる。いかにして魅力のある、住んでみたいと思ってもらえるまちにしていけるかが今後の喫緊の課題である。



新見市役所における意見交換

(3) グリーンスローモビリティの導入と活用について

ア 研修日時

令和6年11月7日（木） 午前10時00分～

イ 研修場所

岡山県高梁市役所

ウ 説明対応

高梁市 市民生活部市民課職員2名
産業経済部観光課職員2名

エ 研修目的

グリーンスローモビリティ（※1）の導入経緯と活用状況等を視察し、当市の観光面での活用や、主に高齢者の公共交通手段の確保の検討に資する。

（※1）グリーンスローモビリティとは

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスであり、その車両も含めた総称である（通称：グリスロ）。

オ 研修結果

（ア）導入の経緯と取組の概要

高梁市は、天空の山城と名を馳せている備中松山城の城下町で、その中心市街地は山間の中に密集している（※2）。一方で、人口減少、高齢化も進み、高齢者の足の確保が大きな課題となっていた。

そこで、令和3年度に、国交省事業のグリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業を活用して、11月2日から15日までの2週間、高梁市役所を起終点とした中心市街地を巡回するグリーンスローモビリティ導入に向けた実証運行（1周およそ4.8kmで約40分間の設定。7人乗りカート×2台が1日12便運行。利用料金は無料。）が実施された。

期間中の延べ利用者数は666人で、1日当たり47.5人、1便当たり3.96人であった。また、利用者へアンケートを行った結果、利用目的としては、日用品の買い物、観光・旅行、病院への通院などが上位を占め、満足度は96%に上った。一方で、有料になれば利用するか聞いたところ約7割が利用しないと回答し、有償化に課題があることも分かった。

この実証運行の結果として、①グリーンスローモビリティは乗って楽しいコミュニケーションツールであること、また、②市街地においても、通年の生活交通として需要が増していること、などが分かった。

このことを踏まえて、高梁市ではグリーンスローモビリティの本格導入を検討し、上記①の要素を重視し、市内にある日本遺産吹屋地区等（※3）で観光振興を目的として

活用していく方針とした。

令和4年度は、環境省補助事業の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して7人乗りの車両を2台購入し、それにラッピングを施した。

令和5年度は、4から11月及び3月後半の土日祝日のみの81日間、吹屋地区において、たかはしグリーンスローモビリティ実証運行（往復4.0kmで約20分間の設定。利用料金は無料。）を実施し、期間中の延べ利用者数は5,554人で、1日当たり69人であった。

運行形態としては、市内にある石州瓦製造会社でEVトライクの貸出事業者でもある（株）備中屋とグリーンスローモビリティ運行業務委託契約（220万円）を締結して実施した。

この実証運行の結果として、利用者の多い月は9月（955人）、8月（825人）、7月（742人）、10月（740人）の順となっており、夏から秋の観光シーズンに利用者が多いことが分かった。一方で、バス停で待っているお客様が満車で乗れないことがあったり、また、バス停に着いても乗客が降車しないなどの状況も散見された。

これを踏まえ、高梁市では、運転手が乗客情報をiPadに入力することにより、お客様がバス停で待ちながら車両の乗客人数の状況を確認できるシステムを構築して導入した。また、バス停に着いても降車しない原因として、乗車目的が二次交通利用と観光周遊の2つがあり、その2つを1つのグリーンスローモビリティに詰めていたことにあると考え、令和6年度以降は目的別に2つの運行コースを設定し、試行することとした。

令和6年度は、2つの運行コースを設定して運用開始した結果、10月末までではあるが、延べ利用者数は5,324人で、1日当たり74人と昨年度より多くなっており、このまま推移すれば今期間中の利用者数見込みは7,000人くらいになると予想している（運行業務委託契約金額は274万円）。また、アンケートを行った結果、利用者の年代は20から60代までまんべんなく利用していたが、その居住地別では市内を含む県内57%、県外41%、国外2%（主に台湾人）となり、インバウンド需要の取り込みが課題であることが分かった。総じて悪い意見はなく、利用者の満足度は96%と好評を維持していた。

（※2）高梁市の中心市街地は、天守の現存する城としては唯一の山城で、秋から春にかけての早朝には雲海が一面に広がり、雲の上に浮かぶように見えるその姿から天空の山城と名を馳せている。

（※3）吹屋地区の町並みは、赤銅色の石州瓦とベンガラ色の外環で統一した町並みとなっており、令和2年度「ジャパンレッド」発祥の地として、日本遺産に認定されている。

（イ）課題と今後の展望

高梁市では、課題と今後の展望については、以下のように考えている。

a 周遊コースの確立

2つの周遊コースを設定したことで、令和5年度の課題が解決できたと考えており、今後もそれを維持、発展させていきたいと考えている。

b 有償化による事業継続

島根県の石見金山でのグリーンスローモビリティ事業では、乗車料金として500円／人徴収しているため、高梁市でも有償化に向けて検討を進めているところである。徴収方法としては、乗車料金として徴収するか、施設入館料にプラスしてパック料金として徴収するか、など、様々検討しているようであるが、まだ決定していない。

c 吹屋地区の新たなコンテンツ

グリーンスローモビリティを1つの観光コンテンツと位置づけ、土日祝日に車両を観光客に貸し出すとか、平日も利用できるように検討をしていきたいと考えている。

(ウ) その他

乗客から以下のような意見も寄せられていたとのことであった。

- ・同乗した方と会話が弾み、地元情報も聞けて、観光を満喫できた。
- ・雨天時も濡れずにコースを回れるのがよかった。
- ・無料なのもうれしいが、子連れ観光に配慮されていてありがたかった。
- ・風が冷たくて、とても寒かった。ドアや空調が欲しい。
- ・安全面から、ドアやシートベルトがあったほうがよい。

→車両が上る時は問題ないが、下りる時は怖い感じがするそうである。

カ 所感（担当 葛西勇人議員）

グリーンスローモビリティの特徴は、時速20km未満で走り、二酸化炭素を排出しない環境にも優しい電動車両であることにある。車両については全国的に4人乗りから22人乗りと多様ではあるが、それを生かせるのは、高梁市の中心市街地や吹屋地区のように、狭い空間をゆっくりと巡回できる場所であると考ええる。

平川市で導入できそうな場所としては、まず観光周遊を目的に、津軽尾上駅から盛美園、猿賀公園までの範囲が想定される。特に、この地域は駐車場が少ないため、弘南鉄道と連携して観光客を運搬するツールとして効果が期待できるのではないかと考える。

ただし、平川市で運用を開始したAIデマンドタクシー「のらっさ」（乗車料金として300円／人）とは競合するため、その差異化を検討しなければならない。また、その地域の観光の魅力をもっと高めて誘客を促進するなどして、費用対効果をきちんと見極めないと、二重投資となる危険性もあるので、導入には慎重な検討が必要である。

また、生活交通及び二次交通を目的に、碓氷関地区の導入も想定される。特に、この地域の高齢者の足として期待ができるのではないかと考える。

ただし、冬期間の利用ができるのか、また、利用者数はどれくらいあるのか、などを見極める必要があるため、これも導入には慎重な検討が必要である。



高梁市役所における意見交換



「吹屋地区」を巡るグリーンスローモビリティ

(4) 非居住住宅利活用促進税と空き家対策について

ア 研修日時

令和6年11月8日（金） 午前10時00分～

イ 研修場所

京都府京都市役所

ウ 説明対応

京都市 行財政局税務部税制課職員3名
都市計画局住宅室住宅政策課職員2名

エ 研修目的

空き家問題についての新たな取組と、令和8年度から実施予定の法定外普通税である非居住住宅利活用促進税の目的や概要等について学び、当市における空き家対策と利活用に資する。

オ 研修結果

(ア) 新税「非居住住宅利活用促進税」導入の背景

京都市は、空き家空き地対策の先進自治体であり、総合的な空き家対策として、①意識啓発・空き家化の予防、②活用・流通の促進、③危険な空き家への指導、④密集市街地・細街路対策との連携（跡地の活用等）を、1億5千万円の予算（令和6年度）をかけて実施している。

特に、平成30年度の地震や豪雨などの災害により、多くの空き家が損傷したために市民からの相談件数も増加し、その解決率を上げるため、令和3年度より粘り強い指導に応じない所有者に対して、勧告・命令を積極的に発出するように方針転換を図った。その結果、解決率が令和3年度52.4%に対して令和5年度62.1%となり9.7ポイント改善している。

以上のような総合的な空き家対策から、令和5年度の空き家率は12.5%と、平成30年度の12.9%と比較して0.4ポイント改善し、また、全国平均13.8%に対して0.7ポイント低い状況となっている。

一方、京都市では市内の不動産価格が年々上昇し、20から30代の若年・子育て世代が求める住宅が少なく、その市外流出が大きな課題となっている。

そこで、京都市ではこれらの世代の住宅需要の受け皿にするため、全国の自治体で初の空き家・別荘に対する新税「非居住住宅利活用促進税」を令和8年より導入して、空き家の流通・活用促進等を図ることとした。

(イ) 新税の目的

新税の目的としては、①非居住住宅の有効活用を促すとともに（経済的インセンティブ（負担）やアナウンスメント効果）、②税収入をもって空き家の活用を支援する施策を講じ（財源効果）、これらの相乗効果によって、若年・子育て世代の受け皿となる住宅の選択肢を増やし、定住促進につなげていくことにある。

(ウ) 新税の概要

以下が新税の概要である。

- ・課税対象

市街化区域内にある非居住住宅（空き家、別荘、セカンドハウス等）所有者。

※市場性のある住宅がターゲットのため、老朽・管理不全家屋は対象外

- ・税額

家屋価値割と立地床面積の合計によって算出され、平均的には、固定資産税額の半額程度となるように設定されている。

※具体的な税額をシミュレーションするE x c e l も作成し公開している。

- ・免税点

固定資産評価額（家屋）が20万円（制度導入から5年間は100万円）未満の家屋には課税されない。

- ・課税免除、減免

一部の非居住住宅については、税負担が免除される。

①事業のために使っている／1年以内に使うことを予定しているもの

②①のほか、賃貸・売却を予定しているもの（免除期間は募集開始から1年）

③居住者の転勤や介護施設への入所等により、一時的に居住していないもの

- ・徴収猶予非居住住宅の居住者または所有者が死亡した場合、最大3年間は、住宅の処分や活用を図る期間として、税の徴収を猶予する。猶予期間中に住宅が非居住住宅でなくなった場合等は、その間の納税義務が免除される。

(エ) 新税の効果

- ・新税導入が決定してから、空き家相談窓口への相談件数が増え、空き家所有者に自ら行動を起こさせるきっかけになった側面がある。

- ・令和8年からの課税開始で、税収見込額は約9.5億円となる模様である。

(オ) 新税導入までに苦労した点

- ・新税は法定外普通税であるため、総務大臣の同意が必要であるが、その協議に1年程の期間を要した。特に、国から課税対象の特定方法や課税逃れの防止策などを問われ、運用基準をかなり細かく検討した。
- ・一部の議員や市民から、(コロナ禍で京都市の財政がひっ迫した時期もあったため)財源確保そのものが目的ではないかとの意見が多く寄せられたが、逆に空き家を解消し、その流通・利用促進を図ることでその税収を減らすことが目標となる新税であることを粘り強く説明を行った。

カ 所感(担当 葛西勇人議員)

当初、京都市の新税は、報道等で全国初の空き家税と呼称されていたため、老朽・管理不全空き家の所有者へ課税するものと考えていた。平川市も同様な空き家が多いため、その税収を空き家対策費に充てることができないものかと考えて行政視察したが、その目的は新税の名称「非居住住宅利活用促進税」のとおり、空き家の流通・活用促進に重点があることが分かった。

その上で、平川市も京都市と同様に、20から30代の若年・子育て世代が求める住宅が少ないことが課題となっている。すなわち、平川市の子育て支援事業や移住・定住事業は周辺市町村に比べて魅力的ではあるが、それらの世代向けの賃貸住宅などが不足していることから、転入が少ない状況となっている。

確かに平川市の面積は広いが、人が居住できる範囲は全体の1割程度で、さらにその中でも土地の開発が抑制されたり、遺跡が多いことなど住宅開発の制限が多い場所である。

一方、高齢化が進行し、空き家・空き地も年々増えてきている状況にある。

したがって、平川市でも移住・定住促進策として空き家・空き地の流通・活用促進を図ることは必要不可欠であり、上記「非居住住宅利活用促進税」の導入は有効であると考えてるので、早急に検討すべきであると考えてる。



京都市役所における意見交換